

指定活用団体の公募から指定までの流れ

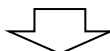
平成 30 年 9 月 4 日
内閣府指定活用団体指定担当室

1. 公募（平成 30 年 5 月 16 日～10 月 5 日）

指定申請団体において、公募要領に沿って申請書類を作成・提出。

※申請期間は 10 月 1 日（月）～10 月 5 日（金）

委員及び専門委員は、指定申請団体の役職員等の情報を基に、指定申請団体との特別な利害関係の有無について申告する。（資料 2 P 4）



2. 面接日時等の通知

事務局において、指定申請団体に対し面接日時、場所を通知。

※審議会の開催日時、場所については、事前に公表しない。

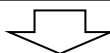


3. 申請書類の書面確認【事務局】

事務局は、指定申請団体から提出された申請書類について、欠格事由の有無等の形式的要件に適合しているかどうかを意見シート（資料 2（別紙 1））の事務局確認欄において、下表の区分に基づき確認する。

区分	意味
○	形式的要件に適合している
×	形式的要件に適合していない

また、審査期間中に必要に応じて、追加資料の提出や現地調査等を行う。



4. 審議会における面接【委員・専門委員】

審議会を開催し、委員及び専門委員の出席のもと指定申請団体に面接を行う。事務局等による説明及び指定申請団体による説明の後、委員及び専門委員から指定申請団体に質疑応答を行う。詳細は資料 2 に記載。

○委員は、審議会終了後その場で意見シートを記入し、事務局に対して各自速やかに提出する。

○専門委員については、その専門的知見を活かし、指定申請団体に対する面接に参加する。



5. 内閣総理大臣による指定（年内予定）

内閣総理大臣は、指定申請団体のうち指定の基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定する。

※資料等の公表について

審議会における資料、議事録及び動画、意見シート、全ての指定申請団体から提出された申請書類については、指定の手續における公正性・透明性を確保する観点から、指定後に原則公表。